

## 平成28年鳥取県中部を震源とする地震に伴う支援のご案内

このたびの平成28年鳥取県中部を震源とする地震を受け、雇用・労働関係では、次のような支援の取組を行っています。詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

### 労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

#### 1 労働条件、安全衛生、労災補償等に関する特別相談窓口

鳥取労働局および鳥取・米子・倉吉の労働基準監督署に「特別相談窓口」を設置し、被災した事業主の方々に対し、労働条件、安全衛生、労災補償などに関する相談にお応えしています。

#### 2 助成金の支給申請など、雇用の安定のための相談窓口

鳥取労働局及び鳥取・米子・倉吉の各ハローワークにおいて、被災した事業主の方々に対し、各種助成金の支給申請などの相談にお応えしています。

### 災害を受けて事業の休業などを行わざるを得ない場合

#### 1 雇用調整助成金の活用についてご相談ください

災害の影響等による「経済上の理由（※1）」により休業を余儀なくされた事業所において、労働者に休業手当を支払った場合、雇用調整助成金が利用（※2）できることがあります。

（※1）「経済上の理由」の具体的な例としては、需要の減少又は風評被害による販売又は集客の困難、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なことにより事業活動が阻害されている、などが挙げられます。

（※2）事前に計画届の提出が必要となります。

→ 詳細な支給要件等は、鳥取労働局又は鳥取・米子・倉吉の各ハローワークへお問い合わせください。

#### 2 休業する場合の手当の支払いや派遣労働に関するQ & A

事業自体の休業に伴い、労働者を休業させるときには、できるだけ労働者の不利益を回避するよう努力することが大切です。地震による影響で休業する場合の手当の支払や派遣労働に関する労働相談などについてQ & Aをまとめましたので、参考にしてください。→詳しくは、最寄りの労働基準監督署（派遣労働に関しては鳥取労働局の需給調整事業担当）にお問い合わせいただくか鳥取労働局のホームページをご覧ください。  
([http://www.tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news\\_topics/\\_119962/\\_120870.html](http://www.tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/_119962/_120870.html))



#### 3 失業給付について、従業員にお知らせください

災害救助法の適用地域（倉吉市、東伯郡湯梨浜町・北栄町・三朝町）の事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した労働者については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

→ 要件を満たす方が対象となります。また、本特例措置を受けた方については、再度離職した際の失業給付の給付日数等に影響する場合があります。詳しくは、鳥取労働局又は鳥取・米子・倉吉の各ハローワークへお問い合わせください。

# 労災補償について

## 1 鳥取県内に所在地がある事業主等

鳥取県内に所在地を有する事業場において、このたびの地震や復旧作業・工事において従業員が労働災害に遭われた場合、通勤中に地震により建物が崩壊したことなどが原因となって負傷された場合には、所在地を管轄する各労働基準監督署で、労災補償の手続を行います。

## 2 鳥取県外に所在地がある事業主の労働者が鳥取県内の工事で負傷した場合

事業場が、京都府・兵庫県・鳥根県・岡山県・広島県に所在する事業主は、それぞれの事業場を管轄する労働基準監督署で労災補償の手続を行います。

→ 詳しくは、鳥取労働局労働基準部労災補償課、または鳥取・米子・倉吉の各労働基準監督署へお問い合わせください。

## 被災者のための「メンタルヘルス・健康相談ダイヤル」※

### メンタルヘルスに関する相談、健康不安に関する相談を受け付けています

- 「熊本地震・鳥取地震被災者のための心の相談ダイヤル」0120-783-728 (フリーダイヤル)

【受付日時】平日 10時00分～17時00分 ※土・日・祝日は不可

- 「熊本地震・鳥取地震被災者のための健康相談ダイヤル」0120-021-506 (フリーダイヤル)

【受付日時】月・水・金 13時00分～17時00分 ※祝日は不可

→全国どこからでも、携帯電話やPHSからも無料で利用可能です。

※独立行政法人労働者健康安全機構が設置

## 中小企業退職金共済制度の特例措置

独立行政法人 勤労者退職金共済機構が行っている中小企業退職金共済制度（中退共）の掛金の納付期限延長等の特例措置を設けています。

→詳しくは、独立行政法人 勤労者退職金共済機構（電話03-6907-1234（中退共）、03-6731-2831（建退共）、03-6731-2887（清退共、林退共）9:00-17:15（土日祝日は除く））にお問い合わせいただくか、独立行政法人 勤労者退職金共済機構ホームページ（<http://www.taisyokukin.go.jp/>）をご覧ください。



詳しくは、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワークにお問い合わせください。厚生労働省のホームページでも、関連情報をお伝えしています。（<http://www.mhlw.go.jp/>）



この他、鳥取県、中小企業庁においても、各種支援策を紹介しています。

（鳥取県）<http://www.pref.tottori.lg/261285.htm>

（中小企業庁）<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2016/161024saigai.htm>

（鳥取県）



（中小企業庁）

